

10 ごみ収集ルール違反警告シールについて

ごみ収集について、ルール違反のごみ袋や分別が出来ていない袋があった場合、下記のような警告シールを貼って、収集しない場合があります。

もし、このシールがあなたの出されたごみ袋に貼られていたら、シールの内容を確認していただき、対処していただくようよろしくお願い申し上げます。

なお、分別等について分からない点がありましたら、役場環境課へお問い合わせください。

環境課

72 - 3111

みなべ町ごみ収集ルール違反警告シール

分別の徹底でごみ減量を!!

月 日 時 分

チェックした項目について

ごみの分け方、出し方を確認してください。

- みなべ町指定ごみ袋で出し直してください。
- 指定ごみ袋の種類が違います。(指定袋で出し直して下さい。)
- 収集対象物ではありません。直接ごみ焼却場へ自己搬入してください。
- きれいに洗ってから出し直してください。
- 収集日が違います。収集日を確認して出し直してください。
- 事業系のごみです。直接ごみ焼却場に搬入するか、許可業者に収集を委託してください。
- 分別し直して出してください。()
- 缶・びん類は、ふたを取り、中身を抜いて水洗いして出してください。
- 氏名等を記入して出し直してください。
- ペットボトルは、中身を抜いてキャップ・ラベルを取って拠点回収へ出してください。

分別について分からないことがありましたら環境課までお問い合わせください。

みなべ町役場 環境課 電話 72 - 3111